

国民健康保険

▶「限度額認定証」、

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

引き続き必要な方は、7/31までに市民課で申請してください。

▶国保加入手続き、喪失手続き

職場の健康保険に加入または職場の健康保険をやめたときは、本人からの届出が必要ですので、お済みでない方は、市民課で手続きしてください。

▶納税通知書の送付

7月中に送付しますので納入をお願いします。特別徴収の方は7月下旬に特別徴収開始通知書を送付します。

▶5割軽減・2割軽減対象者の所得区分の変更

5割軽減：世帯主と加入者の前年所得が33万円+27万円（前年度は26.5万円）×加入者数 以下

2割軽減：世帯主と加入者の前年所得が33万円+49万円（前年度は48万円）×加入者数 以下

後期高齢者医療保険

▶保険証の更新

加入者全員に、8月からお使いいただく新しい保険証が郵送されます。

▶「被保険者証（保険証）」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

対象者へ7月下旬に新しいものを郵送します。（適用区分の変更により送付されない場合があります。）

※適用区分が「区分Ⅱ」で過去1年間の入院日数が91日以上の方、または新たに認定を受けようとする方は市民課で申請が必要です。

▶保険料納入通知書の送付

7月中に送付しますので納入をお願いします。特別徴収の方は7月下旬に特別徴収開始通知書を送付します。

70歳以上の方の高額療養費

医療費が高額になり、同じ月内の自己負担額が一定額を超えた分が高額療養費として支給される制度について、市民税課税世帯に属する70歳以上の方の自己負担限度額が8月から変更されます。

▶平成29年7月診療分まで【月額】

所得区分	一部負担割合	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	多数該当
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般	2割 (1割)	12,000円	44,400円	—

▶平成29年8月診療分から【月額】

所得区分	一部負担割合	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	多数該当
現役並み所得者	3割	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般	2割 (1割)	14,000円 ※年間限度額 144,000円	57,600円	44,400円

■ 市民課 国保年金係

国民年金だより

国民年金保険料を納めることが困難な方のために次の制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

▶全額免除・一部免除

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の全額または一部が免除されます。

▶納付猶予

50歳未満の方で、本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

※この他にも、「学生納付特例」制度があります。

免除または納付猶予を受けるには申請が必要です。

■ 小諸年金事務所 ☎22-1080 / 市民課 国保年金係

年金請求書の手続き、忘れていませんか!?

平成29年8月1日から、老齢年金の受給資格期間が10年以上あれば年金を受給できるようになります。

新たに年金を受け取れる対象者には、7月までに日本年金機構から黄色の封筒（A4）を郵送しています。

まだ請求手続きされていない方は、小諸年金事務所まで電話予約の上、手続きをしてください。